

薩摩川内市総合戦略検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法に基づく薩摩川内市総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定に関し、必要な取組の方向性を整理するため、薩摩川内市総合戦略検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の業務)

第2条 委員会は、総合戦略に示すべき取組の方向性について検討し、必要な意見の集約と提案を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員34人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 産業界における団体の役員及び職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 行政機関における団体の役員及び職員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 教育機関における団体の役員及び職員のうちから市長が委嘱する者
- (4) 金融機関における団体の役員及び職員のうちから市長が委嘱する者
- (5) 労働団体における団体の役員及び職員のうちから市長が委嘱する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

3 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成28年3月31日までとする。ただし、それ以前に市が総合戦略を策定した場合は、その策定した日までとする。

(職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し、議事その他会務を総括し、会議の議長となる。

2 委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、最初に開催される会議は市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。ただし、委員長が必要と認めたときは、持ち回り審議により委員の意見を聴くことができる。

3 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月20日から施行する。

薩摩川内市総合戦略検討委員会委員

(区分別団体50音順)

番号	区分	氏名	団体等名称	役職
1	産業界	廣瀬 十士	鹿児島県建設業協会川内支部	支部長
2		下口 和幸	北さつま農業協同組合	畜産参事
3		井龍 大	株薩摩川内市観光物産協会	経営企画部長
4		田中 博	薩摩川内市企業連携協議会	会長
5		小園 秀作	薩摩川内市建設業協会	会長
6		今藤 尚一	薩摩川内市商工会	会長
7		下園 広志	川内市漁業協同組合	代表理事組合長
8		山元 浩義	川内商工会議所	会頭
9	行政機関	竹田 和昭	鹿児島県北薩地域振興局	局長
10		加治 賢祐	国土交通省九州地方整備局 川内川河川事務所	所長
11		向原 翼	薩摩川内市	副市長
12		末吉 克朗	川内公共職業安定所	所長
13	教育機関	影浦 攻	鹿児島純心女子大学	副学長
14		萩野 誠	鹿児島大学	法文学部教授
15		鎌田 修	九州職業能力開発大学校付属 川内職業能力開発短期大学校 ポリテクカレッジ川内	校長
16		迫 孝志	川内商工高等学校	校長
17	金融機関	鶴園 浩	鹿児島銀行	川内支店長
18		野村 国広	鹿児島相互信用金庫	川内ブロック長兼大小路支店長
19		福留 浩二	日本政策投資銀行	南九州支店長
20	労働団体	三浦 辰男	連合鹿児島北薩地域協議会	事務局長
21	市長が特に 必要と認める者	諏訪 六雄	斧淵地区コミュニティ協議会	会長
22		石原 昭憲	上甕地区コミュニティ協議会	会長
23		徳田 勝章	峰山地区コミュニティ協議会	会長
24		青山 美由紀	公募委員	一般
25		内田 公子	公募委員	一般
26		内山 正子	公募委員	一般
27		八田 康雄	公募委員	一般
28		山下 善次	公募委員	一般
29		關 浩孝	薩摩川内市子ども・子育て支援会議	会長
30		田島 直美	薩摩川内市民活動ネットワーク	代表
31		今別府 哲矢	社会福祉法人 薩摩川内市社会福祉協議会	会長
32		西 幸子	薩摩川内市女性団体連絡協議会	理事
33		坂口 由一	公益社団法人川内市医師会	理事
34		畠中 なぎさ	公益社団法人川内青年会議所	委員